

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	漱石山房の発信事業「漱石枕流」催事委託
----	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後報告】

◆第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：地域文化部文化観光国際課）

担当係 文化観光国際係 担当者 小泉 内線（3242）

## 事業の概要

事業名	漱石山房の発信事業「漱石枕流」催事委託
担当課	地域文化部文化観光国際課
目的	新宿ゆかりの夏目漱石と漱石山房を広く情報発信し、文化が息づく魅力ゆたかなまちづくりを推進する
対象者	区民一般
事業内容	<p>新宿区で生まれ没した国民的文豪夏目漱石と、漱石が晩年を過ごし数々の名作を生み出した漱石山房を広く情報発信し、漱石山房復元への気運を高めるため、下記のとおり夏目漱石に関する催事「漱石枕流」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日時 平成20年12月7日（日） 午後1時半から午後4時45分まで（開場 午後1時）</li><li>・内容 第1部：講演「わたしのなかの漱石」 第2部：コンサート「弦楽四重奏」 第3部：座談会「漱石よもやま話」</li><li>・場所 新宿区立四谷区民ホール（内藤町87）</li><li>・対象 区民一般</li></ul>

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)…事前報告
- ◇2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)…事前報告
- ◆3. その他の委託(第14条第1項)…事後報告

件名 漱石山房の発信事業「漱石枕流」催事委託について

保有課(担当課)	地域文化部文化観光国際課
登録業務の名称	漱石山房の発信事業「漱石枕流」
委託先	株式会社フジプロモーション 東京都府中市府中町2-6-16
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	「漱石枕流」観覧希望者の ①住所 ②郵便番号 ③氏名(フリガナ) ④電話番号
委託理由	講演・コンサート・座談会の構成や出演者の調整、参加者の抽出事務など、ひとつの催事として運営することが、合理的・効率的であると判断されるため。
委託の内容	・観覧者抽出事務…募集方法は、区広報、ホームページ等で公開。応募は往復はがきで行う。応募はがきの送付先は文化観光国際課。募集期間内に送付されたはがきは文化観光国際課で保管。平成20年11月14日に区役所内会議室にて文化観光国際課職員立会いの下手作業による抽選。委託業者は、抽選後のはがきを持ち帰り、当落の結果を返信はがき裏面に印刷し、応募者へ発送。同時に、当選者および落選者名簿を作成し、名簿とはがきを文化観光国際課へ返却する。文化観光国際課は、はがきと名簿を保管。名簿は、応募者からの問合せ等に使用する。
委託の開始時期及び期限	平成20年10月2日 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。